

富谷市創業支援融資利子補給制度のご案内

(令和7年4月1日現在)

名称	富谷市創業支援資金等融資利子補給補助金
期間	融資を受けた月から36月以内とします。ただし、下記の場合はそれぞれに定める日を補給対象期間の終了日とします。 1. 対象期間の償還期限を切り上げて償還を完了した場合 → 償還を完了した日 2. 事業所が市外へ移転した場合 → 移転した日 3. 事業を休止又は廃止した場合 → 休止又は廃止した日
補助金額	毎年1月1日(初年度は融資の実行日)から12月31日までに支払った利子の金額とします。ただし、上限は1事業者あたり10万円とします。
対象融資	以下の日本政策金融公庫に係る融資とします。 ■ 新規開業・スタートアップ支援資金 ・ 女性、若者 / シニア起業家支援関連 ・ 中小企業経営力強化関連 ・ 再挑戦支援関連 ※補助金対象となる融資であるかは都度ご確認ください。
対象条件	1. 市内で創業を予定していること又は創業して2年以内であること。 2. 対象資金を当初の約定通りに償還していること。 3. 代表者及び法人の市税の滞納がないこと。
必要書類	・ 富谷市創業支援資金等融資利子補給補助金交付申請書兼請求書(様式第1号) ・ 個人情報の提供に関する同意書(様式第2号の1) ・ 個人情報の提供に関する同意書(様式第2号の2) ・ 株式会社日本政策金融公庫が作成した償還予定表 ・ 支払(済)額明細書及び利息支払証明書 ・ 市税の滞納の無いことを証明する書類 ・ 市内に事業所を設置し、及び創業していることを確認できる書類、又は市内に事業所を設置しようとし、及び創業しようとしていることを確認できる書類 ・ その他市長が必要と認める書類
金融機関	株式会社日本政策金融公庫
その他	◇ご返済方法については、上記の取扱金融機関にご確認ください。 ◇融資実行に際しましては、金融機関所定の手数料が必要となります。

※納税証明書は、富谷市役所税務課窓口で交付を受けてください。(法人の代表者が市外に居住している場合の代表者個人の納税証明書は、お住まいの市区町村の窓口にお問い合わせください。)

お問い合わせは **富谷市 経済産業部 産業観光課** まで

TEL : 022-358-0524 / FAX : 022-358-2359

E-mail : sangyoukankou@tomiya-city.miyagi.jp <http://www.tomiya-city.miyagi.jp>